



EU競争法の管轄権

ベーカー&マッケンジー法律事務所（外国法共同事業）
パートナー弁護士・ニューヨーク州弁護士
法学博士（Ph.D.） 井上 朗

**Baker
McKenzie.**



PRIVATE AND CONFIDENTIAL

EU競争法の管轄権

■ 実体管轄

- 実施理論 (域外で行われたとしても、**実質的な効果を及ぼすことが予見可能**である場合には管轄権がある)

■ 手続管轄

- 対人管轄権及び送達実施はいずれも問題とならない。
- 告知として十分かどうかが問題。

■ 執行管轄権

- 欧州委員会の行政命令はどのような範囲で執行できるのか。
- 欧州連合域内では裁判所の判決と同一の効力を有する。
- 欧州連合域外の資産に対して強制執行することができるのか。